

30 個保審第 10 号  
平成 30 年 8 月 23 日

福 岡 県 知 事 殿  
(福祉労働部子育て支援課)

福岡県個人情報保護審議会  
会 長 小 林 登

個人情報の提供の制限に関する例外について (答申)

平成 30 年 7 月 26 日 30 子育第 855 号により諮問のあった、下記の事務に係る個人情報の提供については、公益上の必要があり、適当なものと認められます。

記

事務の名称	保育人材確保事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務
所管課名	福祉労働部子育て支援課
個人の類型	児童福祉法第 18 条の 18 第 2 項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士
提供する個人情報 の種類	氏名及び住所
目的外提供の 目的	保育人材確保に取り組む市町による潜在保育士に対するアンケートの送付、マッチング支援、就職相談会の開催案内等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図るため、福岡県保育士登録情報を提供する。
提供先	大牟田市、直方市、八女市、福津市、那珂川町、篠栗町、新宮町、久山町、芦屋町、遠賀町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町
個人情報の取 扱い	提供先が、福岡県から提供を受けた上記個人情報を利用して、アンケートの送付、マッチング支援、就職相談会の開催案内等のため個人情報の本人に接触する場合には、当該本人に対し、福岡県個人情報保護条例第 5 条第 2 項第 6 号の規定により、福岡県から保育士登録情報に記載された氏名及び住所の提供を受けた旨説明すること。